

医師法第十六条の八及び第十六条の九に規定する  
厚生労働大臣から日本専門医機構への意見及び要請（案）

1. 医療提供体制の確保に重大な影響を与える可能性に関すること  
（医師法第十六条の八関係）

専門医制度整備指針の改訂及びサブスペシャリティ領域専門研修細則の策定にあたっては、下記の点について十分に考慮し、反映すること。

（1）専門医制度全般について

- ・専門医の領域の認定にあたっては、個別学会単位ではなく、診療領域単位の認定を行うこと。
- ・専門医の領域については、一人の医師がキャリアの中で、基盤となる専門医1つとサブスペシャリティ領域の専門医1つ程度の取得により地域医療の中で十分に幅広い診療が行えるような領域設定とすること。
- ・高い専門性を持つ医師のみではなく、総合的な診療を行う医師の数が一定数担保され、今後増えるような制度を設けること。
- ・新専門医制度における「専門医の質」の改善に関わる評価や、本制度の実施による「地域医療への影響」について、主体的な評価を行うことのできる体制とすること。
- ・専門医の更新について、厳格な基準を設け、専門医が行うべき責務を全うする医師のみ更新を認めること。

（2）サブスペシャリティ領域について

- ・サブスペシャリティ領域の認定にあたっては、別添の「サブスペシャリティ領域の在り方に関するワーキンググループ」報告書に基づいた領域の認定を行い、報告書の内容を十分に反映した制度とし、特に以下の点について厳守すること。
- ・サブスペシャリティ領域の研修を認めることで専攻医が都市部へ集中しないよう十分な仕組みを整備するとともに、専攻医の動向を医師専門研修部会に適宜報告し、状況に応じて偏在是正に必要な措置を講じること。
- ・特に連動研修を行う領域については、地域医療提供体制の確保に影響を及ぼさないよう、

全ての都道府県に研修が行えること等の条件を満たすことを確認した上で、領域の認定を慎重に行うこと。

- ・連動研修を行う際は、基本領域が確実に修得されるように、専門医取得に必要な症例数の年次配分や領域間の共有のみならず、連動研修開始前に基本領域の修得状況を確認することや連動研修中の基本領域の研修体制などに一定の要件を設けること。
- ・総合的な診療を行う医師のキャリアパスを明確化するため、総合診療専門医についても、日本専門医機構が認定するサブスペシャリティ領域を早急に検討すること。
- ・今後、新たにサブスペシャリティ領域の認定を行う際は、専門医の乱立が再び起こることがないように慎重な検討を行い、認定の結果について医道審議会に報告をすること。
- ・日本専門医機構が認定すべき領域は将来にわたり変化することが予測されることから、一度認定された領域についても、日本専門医機構で定期的な見直しを行い、医道審議会に報告すること。

## 2. 研修の機会確保に関すること（医師法第十六条の九関係）

専門医制度整備指針の改訂及びサブスペシャリティ領域専門研修細則の策定にあたっては、下記の点について十分に考慮し、反映すること。

### （1）カリキュラム制について

- ・基本領域のプログラムは予定通り実施した上で、サブスペシャリティ領域の研修は、原則カリキュラム制とし、特に地域枠・自治医大卒医師等が、地域勤務とキャリア形成を両立できるよう、速やかに研修制度を整備すること。
- ・サブスペシャリティ領域の研修においても、出産や介護等との両立が必要な専攻医が適切に採用されうるように、一定の仕組みを検討すること。
- ・カリキュラム制を選択した地域枠医師等については、指導医のいない施設での症例についても一部認めることができるよう検討すること。

### （2）研修の内容について

- ・医師が基本領域に加えてサブスペシャリティ領域の専門性を修得した場合においても、地域の中でどのようにその専門性を活かし、地域医療に貢献し得るか、研修期間を通じて、

指導されるようにすること。

・サブスペシャリティ領域の専門研修を受けた場合においても、その後キャリアの中で総合的な診療を主とする際に、実施する総合的な診療の質を担保するための研修を受けられるようにするための仕組みについて検討をすすめること。